

農林省設置法の一部を改正する法律案要綱

一 関係試験研究機関の整備統合を図るため、農事、茶業、園芸、畜産の各試験場及び研究所を廃止して、農業技術研究所（東京都）及び農林試験場（北海道、東北、関東、北陸、東海近畿、中国四国、九州）を設置すること。

二 資材調査事務所を昭和二十五年四月一日から、木炭事務所を昭和二十六年一月一日から、それぞれ廃止すること。

三 食糧庁の三部制を改め、四部制とすること。

四 食糧部及び食糧部を業務第一及び業務第二部に改め、両部同の事務を調査して、輸出入関係事務を業務第二部において処理すること。

五 産産部を復活すること。

六 肥料検査所を新設するとともに、各肥料検査所の管轄区域を明示すること。

七 勸業初級農産所の管轄区域を明示すること。

八 勸業農産指導所を廃止すること。

九 農産試験場及び検査所を業務第一及び業務第二部に改め、農産試験場の製造、改良及び保管に関する事務の処理を廃止すること。

十 農産試験場を整理すること。

十一 農産試験場を整理すること。

十二 農産試験場を整理すること。

十三 農産試験場を整理すること。

十四 農産試験場を整理すること。

十五 農産試験場を整理すること。

十六 農産試験場を整理すること。

十七 農産試験場を整理すること。

十八 農産試験場を整理すること。

生産物規格審議会
工業食品規格審議会

(四) 統合するもの

肥料審議会

農薬審査会

農機具審議会

農産種苗審査会

農業資材審議会

農村電化審議会

農村機械化審議会

農村電化機械化審議会

九 資材調査事務所の廃止に伴い、電力の割当、輸送の調整等通商産業局、地方産運局及び地方海運局との交渉を要し、ブロッツクの調整を必要とする事務については、当分の間、前記地方局所在地の食糧事務所において処理させること。(下ケ所を予定している。)

十 商品取引所に關する権限規定を明記すること。

十一 記給公園の廃止及び統合に伴い、関係規定を整理すること。

十二 産地局及び産地事務司の所掌事務に關する規定の表現を改めること。

十三 肥料取締法、植物防疫法、農作物資規格法、松喰い虫駆除法等の七国会提出に伴い、種長若しくは所掌事務に關する関係規定を訂正、改廃すること。

十四 新炭産給調審議会會計の廃止に伴い、関係規定を改廃すること。

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法（昭和二十四年法律才五十三号）の一部を次のように改正する。

目次才三章才二節才一款中「（才三十六条―才四十条）」を「（才三十六条―才四十一条）」に改め、才二款を削り、才三款中作物報告書所を「農林省設置法第二十一条」に改め、同款を才二款とする。

才四条才十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 所掌事務に係る商品の買取引に必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する登録を行い、及びこれを監督すること。

才四条才二十号を次のように改める。

二十 日本農林規格を定めること。

才四条才二十三号中「登録」の下に「並びに此種の登録及び仮登録」を加え、同条才二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 動植物の病菌害虫等を排除し、及びそのまん延を防止するために必要な措置を行うこと。

才四条才三十二号中「開拓用機械器具」を「開拓及び土地改良事業（農地及び農用施設の復旧事業を含む。以下同じ。）に用いる機械器具」に、才三十三号中「土地改良事業」を「開拓又は土地改良事業」に改める。

才四条才五十二号中「及び森林害虫の駆除又は予防」を削る。

才四条才六十二号を次のように改める。

六十二 削除

才七条才十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 所掌事務に係る商品の売買取引に必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

才七条才十七号を次のように改める。

十七 輸出農林畜水産物の規格及び検査に関すること。

才七条才十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 日本農林規格に関すること。

才八条才二項中「前項才三号」の下に「及び才六号」を加える。

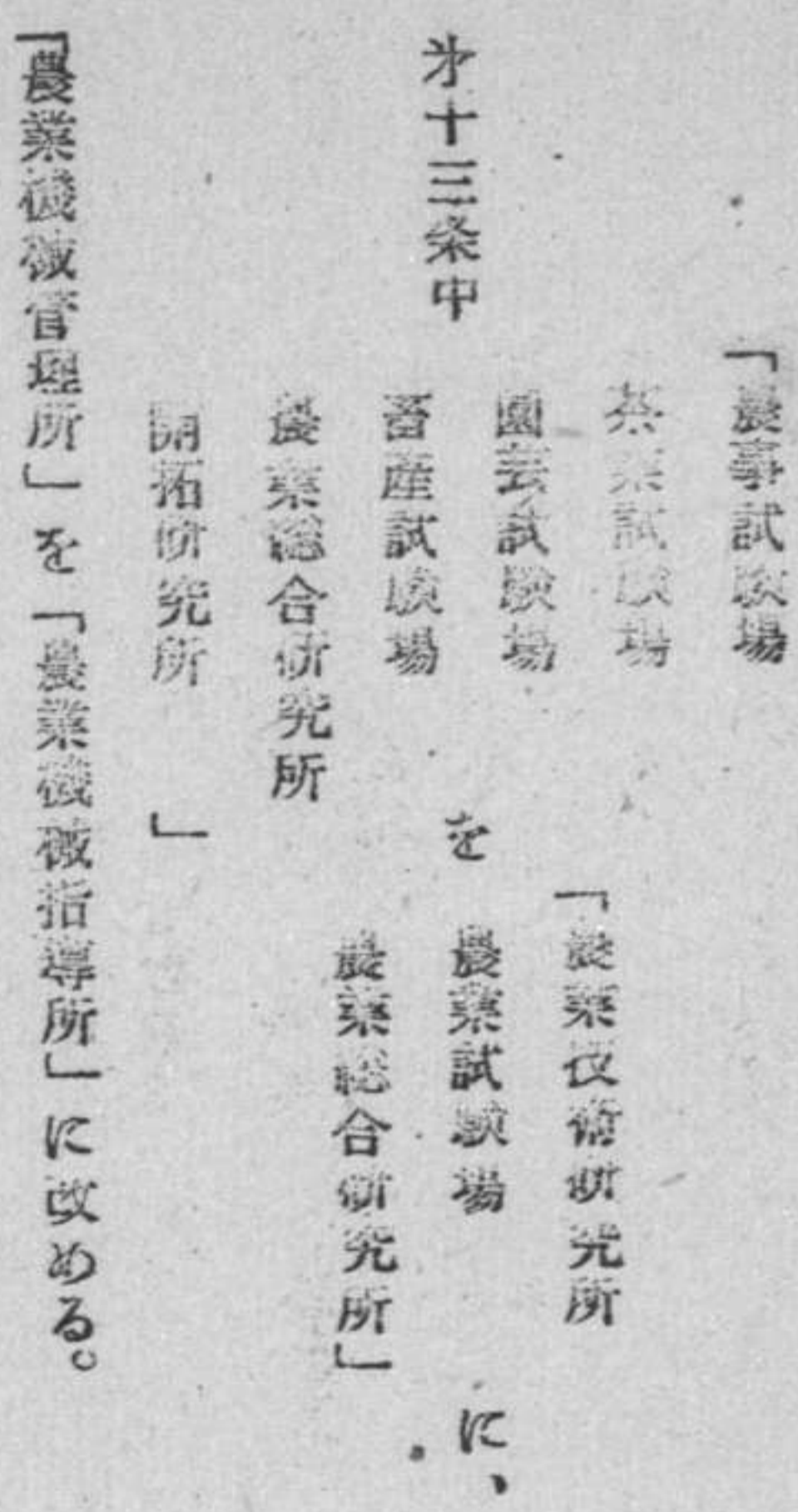
才九条才一項各号を次のように改める。

- 一 農地及び農業水利の制度に関する企画を行うこと。
- 二 自作農の創設及び維持に関すること。
- 三 農地の移動廢用を統制し、その他農地關係の調整を図ること。
- 四 土地及び水等開發資源の調査及び開發に関する企画を行うこと。
- 五 開拓及び土地改良事業の長期計画及び地区計画に関すること。
- 六 入植並びにこれに伴う開墾作業及び官農の指導助成を行うこと。
- 七 開拓者資金の融通を行うこと。
- 八 自作農創設特別措置特別会計及び開拓者資金融通特別会計の経理を行うこと。
- 九 土地改良区及び土地改良区連合の組織及び官理についての指導監督を行うこと。
- 十 農地等の交還分合の指導助成を行うこと。
- 十一 官營の開墾建設工事及び土地改良事業の實施に関すること。
- 十二 開墾建設工事及び土地改良事業の技術上の指導監督及び助成を行うこと。

十三 開拓及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及び轉送に関すること。

才九条才二項中「才五号から才七号まで及び才九号」を「及び才六号から才十号まで」に改め、同条才三項中「才一項才四号」の下に「及び才五号」を加え、「及び才八号に掲げる事務のうち官營の土地改良事業を實施するための調査及び計画に関するもの」を削り、同条才四項中「才一項才八号に掲げる事務のうち官營の土地改良事業を實施するための設計及び工事に関するもの」を「才一項才十一号から才十三号までに掲げる事務」に改める。

才十一條才一項才十三号を削る。



才十四條から才十七條までを次のように改める。

(農業技術研究所)

才十四條 農業技術研究所は、農業に関する技術上の調査研究、分析、鑑定及び講習を行う機関とする。

2 農業技術研究所は、東京都に置く。

3 農業技術研究所の内部組織については、法律で定める。

(農業試験場)

才十五條 農業試験場は、その所在する地方及びこれと隣接する地方における農業に関する技術上の調査研究、分析、鑑定及び講習を行う機関とする。

2 農業試験場の名称及び位置は、左の通りとする。

名	種	位置
北海道農業試験場		北海道
東北農業試験場		岩手縣
関東東山農業試験場		埼玉縣

北陸農業試験場	新潟縣
東海近 農業試験場	三重縣
中国四國農業試験場	兵庫縣
九州農業試験場	福岡縣

3 農業試験場の内部組織については、法律で定める。

才十六條及び才十七條 削除

才十九條を次のように改める。

才十九條 削除

才二十三條才二項を次のように改める。

2 肥料検査所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名	種	位置	管轄区域
東京肥料検査所		東京都	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣、長野縣、静岡縣、新潟縣
札幌肥料検査所		札幌市	北海道

仙臺肥料検査所	青森市	青森県、若手県、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣
名古屋肥料検査所	名古屋市	富山縣、石川縣、岐阜縣、愛知縣、三重縣
神戸肥料検査所	神戸市	福井縣、滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫県、奈良縣、和歌山縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、徳島縣、香川縣、愛媛縣、高松縣
福岡肥料検査所	福岡市	山口縣、徳島縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿児島縣

才二十七條才二項を次のように改める。
 2 動植物検査所の名稱、位置及び管轄區域は、左の通りとする。

名	位置	管轄區域
横浜動植物検査所	横浜市	北海道、青森縣、秋田縣、山形縣、宮城縣、福島縣、新潟縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉県、東京都、神奈川縣、山梨縣、長野縣、富山縣、石川縣、福井縣
神戸動植物検査所	神戸市	岐阜縣、滋賀縣、静岡縣、愛知縣、三重縣、京都府、兵庫県、奈良縣、和歌山縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、徳島縣、香川縣、愛媛縣、高松縣、山口縣（下関市を除く。）
門司動植物検査所	門司市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、鹿児島縣、大分縣、宮崎縣

下関市

- 才二十八條才二項を次のように改める。
- 2 農村工業指導所は、新庄市に置く。
- 才二十九條を次のように改める。
 (農業機械指導所)
 才二十九條 農業機械指導所は、農業機械に関する業務の指導、調査及び試験を行う機関とする。
- 2 農業機械指導所は、津奈川郡に置く。
- 3 農業機械指導所の目的組織については、農林省令で定める。
- 才三十三條才二項の表中に先給種畜牧場の部を削る。
- 才三十四條才一項の表を次のように改める。

種	目	的
農林物資規格調査會	農林物資規格及び標準に関する事項を調査審議すること。	
農林金融改善特別融通損失審査會	農林中央金庫特別融通損失補償法（昭和七年法律才三十二号）、農村負債整理組合法（昭和八年法律才二十一号）、農村負債整理資金特別融通及損失補償法（昭和十二年法律才七十七号）又は臨時農村	

農業共済再保償付審査會

中央農業調整審議會

農業資材審議會

植物防疫審議會

中央農地委員會議

農業電化機械化審議會

中央作況決定審議會

獸醫師免許審議會

負債整理法（昭和十二年法律第六十九号）による特別整理によつて
市町村、農林中央金庫、日本勧業銀行、農工銀行又は北海道拓殖銀
行の受けた損失及びその額を決定すること。
農業共済再保償付法（昭和二十二年法律第八十五号）により政府の行
う再保償付に關する事項を審査し、並びに農業災害の発生予防及び防
止その他農業災害補償法に關する事項を調査審議すること。
主要食糧生産物についての農業計画その他食糧確保措置法の施行
に關する重要事項を審議すること。
農産運出法（昭和二十二年法律百十五号）、農産取締法（昭和二
十三年法律第八十二号）及び肥料取締法（昭和二十五年法律第
号）に規定する権限並びに農産物の検査を行うとともに、農産
物、農産物肥料及び農産具に關する重要事項を調査審議すること。
有害動物植物の種類の決定その他植物防疫法（昭和二十五年法律第
号）の施行に關する重要事項を調査審議すること。
農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）その他の法令によりその
権限に關する事項を整理し、及び農地に關する重要事項を調査審
議すること。

農業の電化及び機械化に關する重要事項を調査審議すること。
主要食糧の作況決定に關する重要事項を調査審議すること。
獸醫師免許を實施し、その他獸醫師に關する重要事項を調査審議す
ること。

農師試験審査會

競馬審議會

農師試験法（昭和十五年法律第八十九号）に基く農師試験に關する
事務をつかさどること。
競馬審議會の運営並びに競争及び興味の裁定に關する重要事項を調査
審議すること。

才三十五條中「資材調整事務所」を「農林統計調査所」に改める。

才三十六條を次のように改める。

（所掌事務）

才三十六條 農地事務局長は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

- 一 自作農の創設及び維持に關すること。
- 二 農地の移動転用を統制し、その他農地關係の調整を圖ること。
- 三 土地及び水等開發資源の調査及び開發に關する企画を行うこと。
- 四 開拓及び土地改良事業の長期計画及び地盤計画に關すること。
- 五 入植並びにこれに伴う開發作業及び指導補助成を行うこと。

六 兩拓者資金の融通を行うこと。

七 國營の閉塞建設工事及び土地改良事業の實施に關すること。

八 閉塞建設工事及び土地改良事業並ひにこれを行う者の指導監督及び助成を行うこと。

九 閉塞及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及びあつ旋に關すること。

才三十九條中「及び事業所」を「並ひに事業所及びその支所」に改める。

才四十條の次の「才二款 資材調査事務所」を削り、才四十一條を次のように改める。

才四十一條 削除

才四十一條の次の「才三款 作物報告事務所」を「才二款 森林統計調査所」に、才四十二條

及び才四十三條才一項中「作物報告事務所」を「森林統計調査所」に改める。

才四十七條中「三部」を「四部」に、「其部」を「業務部」に改める。

才四十八條才三號を削り、才四號を才三號とし、以下才七號までを同次一號づつ繰り上げ、才

八號を削り、才九號中「食糧品供給公團及び土地改良公團」を「及び土地改良公團」に改め、

同號を才七號とし、才十號を才八號とする。

才四十九條の見出し及び同條中「食糧品」を「果物才一部」に改め、同條才二號を削り、才三號
を才一號とする。

才五十條の見出し及び同條中「食品部」を「果物才二部」に改め、同條才二號を才四號とし、才

一號を才三號とし、同條に才一號及び才二號として次の二號を加える。

一 主要食糧、 飲食料品及び油脂の輸出入の調査を行うこと。

二 主要食糧の輸出入の許可等に關すること。

才五十四條を削り、才五十三條を才五十四條とし、才五十二條を才五十三條とし、才五十一條

中「才五十四條に規定するもの外」を削り、同條を才五十二條とする。

才五十條の次に次の一項を加える。

(経理部の事務)

才五十一條 経理部においては、食糧管理特別官の職務に關する事務をつかさどる。

才五十六條中才四項を才五項とし、才三項中「前項の事務」を「才二項の事務」に、「林野庁

長官の指揮監督」の下に「前項の事務については官房長の指揮監督」を加え、同項を才四項とし、

才二項の次に次の一項を加える。

才二條才三項、才三條才三項、才四條才二項、才十二條才一項才三項及び才十四條才一項中
「農林審議會」を「農林資材審議會」に改める。

才十六條を次のように改める。

才十六條 削除

理由

試験研究機関の統合整備・詰問後の整理・資料調整等が必要及び本炭事務所の停止・食糧庁の部制の変更等を行うため本林有の仮借の一時を修正する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。